

横浜市記者発表概要

令和4年6月3日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

令和3年度に行った教職員等の懲戒処分について

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準により、令和3年度に行った懲戒処分（公表の例外措置2件を含む）について公表します。

1 懲戒処分内訳

処分内容	件数	概要
懲戒免職 (退職手当全額不支給)	10件	児童生徒へのわいせつ7件（うち1件が事案1） 児童生徒へのセクハラ1件（事案2） 暴行等1件、児童の人権侵害1件
停 職	3件	わいせつ1件、体罰1件、暴行1件
減 給	2件	体罰1件、監督者責任1件
戒 告	5件	体罰2件、不適切な指導1件、不適切な事務処理1件 監督者責任1件

2 公表の例外措置とした事件の概要及び処分内容

(1) 事案1

被 処 分 者	中学校会計年度任用職員（男性）
処 分 内 容	懲戒免職
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒（監督者責任）
概 要	令和3年度、当該職員は、生徒と私的に連絡を取り、二人で出かけた際にキス等の行為をした。

(2) 事案2

被 処 分 者	小学校教諭（男性）
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・厳重注意（監督者責任）
概 要	令和3年度、当該教諭は、体育の授業中に指導を行う際、人目のつかない場所で後ろから児童の身体に触れるといったセクシュアル・ハラスメント行為をした。

3 教職員人事部長コメント

教育委員会として不祥事の防止に取り組んでいる中、20件もの懲戒処分を行う結果となったことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

職員一人ひとりが公務員としての立場を強く認識し、責任ある行動をとるよう徹底するとともに、本市教育に対する児童生徒や市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244